

# 令和5・6年度山口県建設工事等競争入札参加資格者等級区分の基準

[令和5年7月2日令5監理第215号]

建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和4年12月13日山口県告示第365号）の二の（一）に規定する等級の区分は、この基準の定めるところによる。

## 1 建設工事の等級区分の基準

建設工事の等級区分の基準は、経営事項審査の結果に係る総合評定値（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。以下同じ。）に、「県評価点」（小数点以下第1位を四捨五入。）を加えて得た「総合点数」をもって設定する。

$$\text{県評価点} = \text{総合評定値} \times \left[ \frac{\text{工事成績評点}}{200} + \frac{\text{指名停止状況評点}}{50} \right] + \text{その他の項目に係る評点の合計}$$

ただし、県外に主たる営業所を有する建設業者については、県評価点を次のとおりとする。

$$\text{県評価点} = \text{総合評定値} \times \frac{\text{指名停止状況評点}}{50}$$

また、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、官公需適格組合の証明を受けたもの（以下「組合」という。）については、別表1の「事業協同組合に係る競争入札参加資格の等級区分の方法に関する特例」により算出された点数を総合点数とする。

県評価点は次に掲げる(1)～(3)のとおりとする。

### (1) 工事成績

入札参加資格審査申請日（以下「申請日」という。）の属する年度の直前6年度における当該業者の施工した種類別の工事のうち、請負金額が500万円を超えるものについて、山口県工事検査規則（昭和43年山口県規則第49号）による完成検査に係る工事成績評定点の平均点で小数点以下第1位を四捨五入したもの（工事成績評定点が付与されない工事のみを受注した場合にあっては、当該工事施工時に係る該当等級における工事成績評定点の平均点を付与した点の平均点で小数点以下第1位を四捨五入したもの）（以下「平均成績評定点」という。）を採用し、次の表に示すとおり、平均成績評定点を55点から80点（54点以下は55点、81点以上は80点とする。）までに区分し、それぞれの平均成績評定点に対応する工事成績評点を付与する。

なお、請負金額が500万円以下の工事のみを受注した場合については、平均成績評定点を65点、県工事の実績がない業者については、平均成績評定点を55点とし、それぞれの平均成績評定点に対応する工事成績評点を付与する。

平均成績評定点	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
工事成績評点	0	2	4	6	8	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	21

平均成績評定点	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
工事成績評点	23	25	27	29	32	35	38	41	44	50

(2) 指名停止の状況

申請日の属する年度の直前2年度において「山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」（昭和63年7月11日制定）により指名停止を受けた業者については、1件につき次の表に示す指名停止期間に対応する指名停止状況評点を付与する。

指名停止期間	2月未満	2月以上4月未満	4月以上6月未満	6月以上
指名停止状況評点	-2	-3	-4	-5

(3) その他の項目

ア 建設業従事職員数

申請日における建設業従事職員数に対し、次の表に示す評点を付与する。

人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26~30
評点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	45

人数	31~35	36~40	41~45	46~
評点	50	55	60	70

イ 若年技術者・技能労働者の数

申請日時点において29歳以下の技術者・技能労働者であって、かつ6月以上前から継続的に雇用されている者が、全技術者・技能労働者数に対して12%以上の場合7点、10%以上12%未満の場合は5点を付与する。

ウ 技術職員の数

(ア) 申請日時点で有効な経営事項審査の審査基準日（以下「対象審査基準日」という。）における建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）第一の三の1に規定する技術職員（建設業法第15条第2号イに該当する者に限る。）の人数に対し、1人当たり2点を付与する。ただし、90点を上限とする。

(イ) 舗装工事に関して、申請日における在職職員のうち、一般社団法人日本道路建設業協会が実施する1級及び2級舗装施工管理技術者資格試験に合格し、申請日において当該合格通知書又は舗装施工管理技術者資格証を有する者の人数に対し、1級技術者は1人当たり10点、2級技術者は1人当たり5点を付与する。

ただし、1級技術者及び2級技術者の評点の合計で150点を上限とする。

#### エ 登録基幹技能者又はレベル4技能者の数

申請日時点における登録基幹技能者講習の修了証を有する登録基幹技能者又はレベル4技能者の能力評価の通知を受けた者で、かつ6月以上前から継続的に雇用されている場合、1人当たり1点を付与する。ただし、20点を上限とする。

#### オ 次表の各項目に該当する者について、下表のとおり評点を付与する。

審査項目	付与の基準	付与する評点
山口県優良建設工事表彰	申請日の属する年度の直前2年度において、山口県優良建設工事表彰を受けた者	+10 (申請業種のうち表彰に係る業種に対し、表彰件数に関係なく一律に付与する。)
環境マネジメントシステム	申請時において、環境活動評価プログラム(エコアクション21)の認証・登録を受けている者	+5 (認証・登録の件数に関係なく一律に付与する。)
障害者の雇用状況	申請日の直前の6月1日現在において、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する障害者の法定雇用義務を達成していない者	-10 (申請業種全てに対し、一律に付与する。)

審査項目	付与の基準	付与する評点
一般事業主行動計画策定の届出又はやまぐち女性の活躍推進事業者の登録の有無	申請時において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定による届出を行っている者又はやまぐち女性の活躍推進事業者として登録されている者	+5 (申請業種全てに対し、一律に付与する。)
やまぐち男女共同参画推進事業者の認証の有無	申請時において、やまぐち男女共同参画推進事業者として認証されている者	+2 (申請業種全てに対し、一律に付与する。)  ※ただし、一般事業主行動計画策定の届出又はやまぐち女性の活躍推進事業者の登録の有無との重複加点は行わない。
やまぐち健康経営企業の認定の有無	申請時において、やまぐち健康経営企業として認定されている企業	+5 (申請業種全てに対し、一律に付与する。)
誰もが活躍できるやまぐちの企業の認定の有無	申請時において、誰もが活躍できるやまぐちの企業として認定されている企業	+5 (申請業種全てに対し、一律に付与する。)
企業合併の有無	申請日の属する年度の直前4年度の間に企業合併を行った者 (建設業の許可を有する者同士の合併に限る。)	+総合評定値の10% ※ 小数点以下第1位を四捨五入 (申請業種全てに対し、一律に付与する。)

## 2 等級区分

- (1) 等級区分は、各業種ごとに、上記1の「建設工事の等級区分の基準」に基づき算定した総合点数に応じ、別表2の「総合点数」欄に示す等級に区分する。
- (2) 県内に主たる営業所を有する建設業者については、新規業者及び新規業種の等級は、最高Cまでとする。なお、この取扱いは官公需適格組合には適用しないものとする。
- (3) 県内に主たる営業所を有する建設業者については、土木一式工事及び建築一式工事の入札参加資格者の等級の降級及び昇級は2等級を限度とする。
- (4) 入札参加資格を有する者が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたときの再審査申

請に基づく等級の区分については、別途定める「建設工事等競争入札参加資格者の参加資格再審査取扱要領」によるものとする。

- (5) 申請日(再審査申請を除く。)以前2年以内に会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、上記(4)を準用する。

### 3 測量、建設コンサルタント等業務の等級区分の基準

測量、建設コンサルタント等業務に係る等級区分の基準は、以下の算式により算定される総合点数をもって設定する。

$$\begin{aligned} \text{総合点数} &= \text{県評価点} \left( \text{（経営規模等に基づき付与される評点）} \times 5 \right. \\ &\quad \left. + \text{（国家資格者等の数に基づき付与される評点）} \times 5 \right. \\ &\quad \left. + \text{その他の項目に係る評点の合計} \right) \end{aligned}$$

#### (1) 経営規模等に基づき付与される評点

##### ア 審査項目

##### (ア) 業務種類別年間平均実績額

審査項目	審査基準	審査方法
業務種類別年間平均実績額	申請日の属する事業年度の直前2年の各事業年度における申請に係る業務種類別年間平均実績額	当該平均実績額が、別表3に掲げる金額別区分のいずれに該当するかを、資格審査を申請する業務の種類ごとに審査する。

(イ) 審査基準日（申請日の直前の事業年度終了の日をいう。以下同じ。）又は申請時における以下の項目

審査項目	審査基準	審査方法
自己資本額	<p>○ 法人である場合</p> <p>基準決算（審査基準日における決算をいう。以下同じ。）における貸借対照表の純資産合計の額</p> <p>○ 個人である場合</p> <p>期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の額の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額</p>	当該自己資本額及び業務従事職員数が、それぞれ別表4の年間平均実績額（審査基準日以前2年の各事業年度における実績額について算定した年間実績額の平均をいう。）ごとに掲げる金額別区分及び人数別区分のいずれに該当するかを審査する。
業務従事職員数	県内に主たる営業所を有する測量業者等のうち、測量、建設コンサルタント等業務に従事する職員であって、審査基準日において雇用期間を特に限定することなく雇用されている者の数	

審査項目	審査基準	審査方法
流動比率	基準決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものの(小数点以下第三位を四捨五入)	当該比率及び年数が、それぞれ別表5に掲げる比率別区分及び年数別区分のいずれに該当するかを審査する。
自己資本固定比率	基準決算における自己資本額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表したものの(小数点以下第三位を四捨五入)	
総資本純利益率	基準決算における税引前当期純利益(法人の場合)又は事業主利益(個人の場合)の額を総資本の額(貸借対照表における負債純資産合計の額)で除して得た数値を百分比で表したものの(小数点以下第四位を四捨五入)	
営業年数	申請に係る事業のうち一番古くから営業を行っている事業の、申請日までの営業年数	

## イ 評点の付与基準

上記アの各審査項目を、別途計算した後、それらを合計した数値(「経営規模等評点」という。)に対し、下表に示す評点を付与する。なお、別途計算は別紙1「経営規模等評点算定方法」のとおりとする。

経営規模等評点	~59	60~	90~	120~	150~	180~	210~	240~	270~	300~
		89	119	149	179	209	239	269	299	
付与評点	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50

## (2) 国家資格者等の数に基づき付与される評点

### 国家資格等を有する職員の数

別表6の「測量、建設コンサルタント等業務に係る国家資格者等一覧表」の欄の左欄に掲げる者の数に5を、同表の国家資格者等の欄の右欄に掲げる者の数に2をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値(「技術力評点」という。)に対し、下表に示す評点を付与する。

技術力評点	2~4	5~9	10~14	15~24	25~34	35~44	45~59	60~74	75~94	95~119
付与評点	3	6	9	12	15	18	21	24	27	30

120~149	150~179	180~229	230~349	350~599	600~1499	1500~
33	36	39	42	45	48	50

(3) その他の項目に係る評点

ア ISO9001及びISO14001認証取得の有無

申請時において、上記項目の認証を受けている者に対し、下表に示す評点を付与する。

なお、ISO9001については、申請業務に係るものに対して個別に付与するものとし

ISO14001については、申請業務のすべてに一律に付与するものとする。

ISO9001認証あり	ISO14001認証あり
5	5

イ 環境活動評価プログラム（エコアクション21）の認証・登録の有無

申請時において、上記項目の認証・登録を受けている者に対し、下表に示す評点を付与する。

なお、申請業務のすべてに一律に付与するものとするが、ISO14001の認証を受けている場合には付与しないものとする。

エコアクション21認証・登録あり
2

ウ 一般事業主行動計画策定の届出又はやまぐち女性の活躍推進事業者の登録の有無

申請時において、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項又は第4項の規定による届出を行っている者又はやまぐち女性の活躍推進事業者として登録されている者に対し、下表に示す評点を付与する。

なお、申請業務のすべてに一律に付与するものとする。

一般事業主行動計画策定の届出又はやまぐち女性の活躍推進事業者の登録あり
2

エ やまぐち男女共同参画推進事業者の認証の有無

申請時において、やまぐち男女共同参画推進事業者として認証されている者に対し、下表に示す評点を付与する。

なお、申請業務のすべてに一律に付与するものとするが、一般事業主行動計画策定の届出又はやまぐち女性の活躍推進事業者の登録の有無との重複加点はしないものとする。

やまぐち男女共同参画推進事業者の認証あり
1

オ やまぐち健康経営企業の認定の有無

申請時において、やまぐち健康経営企業として認定されている企業に対し、下表に示す評点を付与する。

やまぐち健康経営企業の認定あり
2

#### カ 誰もが活躍できるやまぐちの企業の認定の有無

申請時において、誰もが活躍できるやまぐちの企業として認定されている企業に対し、下表に示す評点を付与する。

誰もが活躍できるやまぐちの企業の認定あり
2

#### キ 企業合併の有無

入札参加資格申請日の属する年度の直前4年度の間企業合併を行った者（測量・コンサルタント業務等に係る本県の入札参加資格を有する者同士の合併に限る。）に対し、次の評点を付与する。

なお、申請業務のすべてに一律に付与するものとする。

上記(1)イにより付与される評点（経営規模等に基づき付与される評点）×5により求められる値の10% ※小数点以下第1位を四捨五入
---

#### 4 等級区分

- (1) 等級区分は、業務ごとに、上記3の「測量、建設コンサルタント等業務の等級区分の基準」に基づき算定した総合点数に応じ、別表7の「総合点数」欄に示す等級に区分する。
- (2) 入札参加資格を有する者が会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたときの再審査申請に基づく等級の区分については、別途定める「建設工事等競争入札参加資格者の参加資格再審査取扱要領」によるものとする。
- (3) 申請日（再審査申請を除く）以前2年以内に会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、上記(2)を準用する。

## 別表1 事業協同組合に係る競争入札参加資格の等級区分の方法に関する特例

総合評定値については、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」及び「経営事項審査の事務取扱いについて」（平成20年1月31日国総建第269号。以下「通達」という。）により審査を行い、次の表のとおり点数を算出するものとする。

なお、当該組合及び各審査対象者が、申請日時点において有効な総合評定値の通知を受けている場合に限る。

審査事項		各審査事項に係る数値の算定	
総合 評定 値	経営規模	完成工事高	当該組合及び各審査対象者(組合の下請として施工したものを除く。)の年間平均完成工事高の和に対して通達により付与された評点
		自己資本額及び平均利益額	当該組合及び各審査対象者の数値の和に対して通達により付与された点数
	経営状況	当該組合及び各審査対象者の通達により付与された評点の平均値 (小数点以下第1位を四捨五入)	
	技術力	技術職員数	当該組合及び各審査対象者の技術職員の数の和に対して通達により付与された点数
		元請完成工事高	当該組合及び各審査対象者の数値の和に対して通達により付与された点数
	その他 の 事 項	労働福祉の状況	当該組合及び各審査対象者の通達により付与された点数の平均値(小数点以下第1位を四捨五入)
		営業年数	当該組合及び各審査対象者の営業年数の平均値(小数点以下第1位を四捨五入)に対して通達により付与された評点
		民事再生法又は会社更生法の適用の有無	当該組合及び各審査対象者のうち、民事再生法又は会社更生法の適用を受けた者に対して通達により付与された点数の平均値(小数点以下第1位を四捨五入)
		防災協定締結の有無	当該組合に付与された点数
		法令遵守の状況	当該組合及び各審査対象者のうち、指示処分又は営業停止処分を受けた者に対して通達により付与された点数の平均値(小数点以下第1位を四捨五入)
		監査の受審状況	当該組合に付与された点数
		公認会計士・2級登録経理試験合格者等の数	当該組合及び各審査対象者に通知により付与された点数の平均値 (小数点以下第1位を四捨五入)
		平均研究開発費の額	当該組合に付与された点数
		建設機械の保有状況	当該組合に付与された点数
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況		当該組合に付与された点数	
県 評 価 点	工事成績	当該組合及び各審査対象者のうち、工事成績を付与されている者の工事成績評定点の平均値(小数点以下第1位を四捨五入)	
	指名停止の状況	当該組合及び各審査対象者のうち、指名停止を受けた者の指名停止状況評点の平均値(小数点以下第1位を四捨五入)	
	建設業従事職員数	当該組合に付与された評点	
	技術職員の数	当該組合に付与された評点	
	舗装施工管理技術者の数	当該組合に付与された評点	
	山口県優良建設工事表彰	当該組合に付与された評点	
	環境マネジメントシステム	当該組合に付与された評点	
障害者の雇用状況	当該組合に付与された評点		

一般事業主行動計画策定の届出又はやまぐち女性の活躍推進事業者の登録の有無	当該組合に付与された評点
やまぐち男女共同参画推進事業者の認証の有無	当該組合に付与された評点
やまぐち健康経営企業の認定の有無	当該組合に付与された評点
誰もが活躍できるやまぐちの企業の認定の有無	当該組合に付与された評点
若年技術者及び技能労働者の雇用状況	当該組合に付与された評点
登録基幹技能者又はレベル4技能者の数	当該組合に付与された評点
会社の合併の有無	適用なし

別表 2 (その 1)

建設工事の種類	等級	総合点数
土木一式工事	A	1,040点以上
	B	820点以上1,039点以下
	C	670点以上819点以下
	D	669点以下
建築一式工事	A	830点以上
	B	710点以上829点以下
	C	650点以上709点以下
	D	649点以下
大工工事	A	790点以上
	B	700点以上789点以下
	C	699点以下
左官工事	A	750点以上
	B	660点以上749点以下
	C	659点以下
とび・土工・コンクリート工事	A	830点以上
	B	670点以上829点以下
	C	669点以下
石工事	A	730点以上
	B	640点以上729点以下
	C	639点以下
屋根工事	A	740点以上
	B	710点以上739点以下
	C	709点以下
電気工事	A	800点以上
	B	670点以上799点以下
	C	669点以下
管工事	A	740点以上
	B	630点以上739点以下
	C	629点以下
タイル・れんが・ブロック工事	A	780点以上
	B	690点以上779点以下
	C	689点以下

別表 2 (その 2)

建設工事の種類	等級	総合点数
鋼構造物工事	A	750点以上
	B	670点以上749点以下
	C	669点以下
鉄筋工事	A	780点以上
	B	710点以上779点以下
	C	709点以下
舗装工事	A	760点以上
	B	640点以上759点以下
	C	639点以下
しゅんせつ工事	A	730点以上
	B	650点以上729点以下
	C	649点以下
板金工事	A	770点以上
	B	670点以上769点以下
	C	669点以下
ガラス工事	A	710点以上
	B	600点以上709点以下
	C	599点以下
塗装工事	A	790点以上
	B	680点以上789点以下
	C	679点以下
防水工事	A	790点以上
	B	690点以上789点以下
	C	689点以下
内装仕上工事	A	810点以上
	B	630点以上809点以下
	C	629点以下
機械器具設置工事	A	870点以上
	B	670点以上869点以下
	C	669点以下
熱絶縁工事	A	780点以上
	B	710点以上779点以下
	C	709点以下

別表 2 (その 3)

建設工事の種類	等級	総合点数
電気通信工事	A	800点以上
	B	680点以上799点以下
	C	679点以下
造園工事	A	740点以上
	B	620点以上739点以下
	C	619点以下
さく井工事	A	750点以上
	B	690点以上749点以下
	C	689点以下
建具工事	A	720点以上
	B	660点以上719点以下
	C	659点以下
水道施設工事	A	710点以上
	B	620点以上709点以下
	C	619点以下
消防施設工事	A	750点以上
	B	610点以上749点以下
	C	609点以下
清掃施設工事	A	780点以上
	B	660点以上779点以下
	C	659点以下
解体工事	A	780点以上
	B	620点以上779点以下
	C	619点以下

別表 3

区分	業務種別年間平均実績額	
ア	600億円 以上	
イ	500億円 以上	600億円 未満
ウ	400億円 以上	500億円 未満
エ	300億円 以上	400億円 未満
オ	250億円 以上	300億円 未満
カ	200億円 以上	250億円 未満
キ	150億円 以上	200億円 未満
ク	120億円 以上	150億円 未満
ケ	100億円 以上	120億円 未満
コ	80億円 以上	100億円 未満
サ	60億円 以上	80億円 未満
シ	50億円 以上	60億円 未満
ス	40億円 以上	50億円 未満
セ	30億円 以上	40億円 未満
ソ	25億円 以上	30億円 未満
タ	20億円 以上	25億円 未満
チ	15億円 以上	20億円 未満
ツ	12億円 以上	15億円 未満
テ	10億円 以上	12億円 未満
ト	8億円 以上	10億円 未満
ナ	6億円 以上	8億円 未満
ニ	5億円 以上	6億円 未満
ヌ	4億円 以上	5億円 未満
ネ	3億円 以上	4億円 未満
ノ	2億5,000万円 以上	3億円 未満
ハ	2億円 以上	2億5,000万円 未満
ヒ	1億5,000万円 以上	2億円 未満
フ	1億2,000万円 以上	1億5,000万円 未満
ヘ	1億円 以上	1億2,000万円 未満
ホ	8,000万円 以上	1億円 未満
マ	6,000万円 以上	8,000万円 未満
ミ	5,000万円 以上	6,000万円 未満
ム	4,000万円 以上	5,000万円 未満
メ	3,000万円 以上	4,000万円 未満
モ	2,500万円 以上	3,000万円 未満
ヤ	2,000万円 以上	2,500万円 未満
ユ	1,500万円 以上	2,000万円 未満
ヨ	1,200万円 以上	1,500万円 未満
ラ	1,000万円 以上	1,200万円 未満
リ		1,000万円 未満

別表 4

項目 年間平均実績額(略号) 区分	自己資本額				
	a	b	c	d	e
(あ) 1,200億円 以上	560億円 以上	240億円 以上 560億円 未満	170億円 以上 240億円 未満	100億円 以上 170億円 未満	100億円 未満
(い) 600億円 以上 1,200億円 未満	170億円 以上	100億円 以上 170億円 未満	65億円 以上 100億円 未満	35億円 以上 65億円 未満	35億円 未満
(う) 300億円 以上 600億円 未満	65億円 以上	35億円 以上 65億円 未満	25億円 以上 35億円 未満	18億円 以上 25億円 未満	18億円 未満
(え) 150億円 以上 300億円 未満	33億円 以上	8億円 以上 33億円 未満	11億円 以上 18億円 未満	7億4,000万円 以上 11億円 未満	7億4,000万円 未満
(お) 80億円 以上 150億円 未満	14億円 以上	8億4,000万円 以上 14億円 未満	4億7,000万円 以上 8億4,000万円 未満	2億9,000万円 以上 4億7,000万円 未満	2億9,000万円 未満
(か) 40億円 以上 80億円 未満	5億1,000万円 以上	2億9,000万円 以上 5億1,000万円 未満	1億7,000万円 以上 2億9,000万円 未満	7,000万円 以上 1億7,000万円 未満	7,000万円 未満
(き) 20億円 以上 40億円 未満	2億8,000万円 以上	1億5,000万円 以上 2億8,000万円 未満	9,800万円 以上 1億5,000万円 未満	4,700万円 以上 9,800万円 未満	4,700万円 未満
(く) 10億円 以上 20億円 未満	1億2,000万円 以上	7,500万円 以上 1億2,000万円 未満	4,400万円 以上 7,500万円 未満	2,200万円 以上 4,400万円 未満	2,200万円 未満
(け) 5億円 以上 10億円 未満	6,600万円 以上	3,800万円 以上 6,600万円 未満	2,100万円 以上 3,800万円 未満	640万円 以上 2,100万円 未満	640万円 未満
(こ) 2億5,000万円 以上 5億円 未満	3,400万円 以上	1,900万円 以上 3,400万円 未満	1,200万円 以上 1,900万円 未満	200万円 以上 1,200万円 未満	200万円 未満
(さ) 1億円 以上 2億5,000万円 未満	1,700万円 以上	980万円 以上 1,700万円 未満	470万円 以上 980万円 未満	150万円 以上 470万円 未満	150万円 未満
(し) 5,000万円 以上 1億円 未満	930万円 以上	440万円 以上 930万円 未満	170万円 以上 440万円 未満	40万円 以上 170万円 未満	40万円 未満
(ず) 2,500万円 以上 5,000万円 未満	590万円 以上	280万円 以上 590万円 未満	110万円 以上 280万円 未満	30万円 以上 110万円 未満	30万円 未満
(せ) 2,500万円 未満	490万円 以上	270万円 以上 490万円 未満	100万円 以上 270万円 未満	20万円 以上 100万円 未満	20万円 未満

項目 年間平均実績額(略号) 区分	業務従事職員数(県内に主たる営業所を有する者に限る。)				
	a	b	c	d	e
(あ) 1,200億円 以上	2,300人 以上	1,400人 以上 2,299人 以下	1,200人 以上 1,399人 以下	1,000人 以上 1,199人 以下	999人 以下
(い) 600億円 以上 1,200億円 未満	1,300人 以上	1,000人 以上 1,299人 以下	740人 以上 999人 以下	500人 以上 739人 以下	499人 以下
(う) 300億円 以上 600億円 未満	740人 以上	500人 以上 739人 以下	430人 以上 499人 以下	300人 以上 429人 以下	299人 以下
(え) 150億円 以上 300億円 未満	430人 以上	300人 以上 429人 以下	230人 以上 299人 以下	170人 以上 229人 以下	169人 以下
(お) 80億円 以上 150億円 未満	240人 以上	170人 以上 239人 以下	110人 以上 169人 以下	90人 以上 109人 以下	89人 以下
(か) 40億円 以上 80億円 未満	120人 以上	90人 以上 119人 以下	58人 以上 89人 以下	42人 以上 57人 以下	41人 以下
(き) 20億円 以上 40億円 未満	67人 以上	44人 以上 66人 以下	29人 以上 43人 以下	19人 以上 28人 以下	18人 以下
(く) 10億円 以上 20億円 未満	34人 以上	22人 以上 33人 以下	15人 以上 21人 以下	10人 以上 14人 以下	9人 以下
(け) 5億円 以上 10億円 未満	19人 以上	12人 以上 18人 以下	7人 以上 11人 以下	5人又は6人	4人 以下
(こ) 2億5,000万円 以上 5億円 未満	12人 以上	7人 以上 11人 以下	4人 以上 6人 以下	3人	2人 以下
(さ) 1億円 以上 2億5,000万円 未満	7人 以上	4人 以上 6人 以下	2人又は3人	1人	
(し) 5,000万円 以上 1億円 未満	4人 以上	3人	2人	1人	
(ず) 2,500万円 以上 5,000万円 未満	3人 以上		1人又は2人		
(せ) 2,500万円 未満	2人 以上		1人		

別表 5

項目 区分	流動比率	自己資本 固定比率	総資本 純利益率	営業年数
a	115%以上	90%以上	4.0%以上	25年以上
b	100%以上 115%未満	45%以上 90%未満	1.5%以上 4.0%未満	20年以上 25年未満
c	85%以上 100%未満	20%以上 45%未満	0.5%以上 1.5%未満	10年以上 20年未満
d	70%以上 85%未満	0%以上 20%未満	0%以上 0.5%未満	5年以上 10年未満
e	70%未満	0%未満	0%未満	5年未満

別表6

## 測量、建設コンサルタント等業務に係る国家資格者等一覧表

区分	国家資格者等	
測量	○ 測量法（昭和24年法律第188号）による <b>測量士</b> の登録を受けている者	○ 測量法による <b>測量士補</b> の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）
土木関係建設コンサルタント	○ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を機械設計、材料力学、材料強度・信頼性、機械力学・制御、機械ダイナミクス・制御、動力エネルギー、熱工学、熱・動力エネルギー機器、流体工学、流体機器、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機械とするものに限る。）、「電気電子部門、建設部門、上下水道部門（選択科目を上水道及び工業用水道又は下水道とするものに限る。）、「衛生工学部門（選択科目を水質管理又は廃棄物管理若しくは廃棄物・資源循環とするものに限る。）、「農業部門（選択科目を農業土木又は農業農村工学とするものに限る。）、「森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、「水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）、「情報工学部門又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）または総合技術監理部門（選択科目を「機械－機械設計」、「機械－材料力学」、「機械－材料強度・信頼性」、「機械－機械力学・制御」、「機械－機械ダイナミクス・制御」、「機械－動力エネルギー」、「機械－熱工学」、「機械－熱・動力エネルギー機器」、「機械－流体工学」、「機械－流体機器」、「機械－交通・物流機械及び建設機械」、「機械－ロボット」、「機械－情報・精密機械」、「電気電子」、「建設」、「上下水道－上下水道及び工業用水道」、「上下水道－下水道」、「衛生工学－水質管理」、「衛生工学－廃棄物管理」、「衛生工学－廃棄物・資源循環」、「農業－農業土木」、「農業－農業農村工学」、「森林－森林土木」、「水産－水産土木」、「情報工学」または「応用理学－地質」とするものに限る。）とするものに合格し、同法により <b>技術士</b> として登録を受けている者	○ 技術士法による第1次試験のうち技術部門を機械部門、電気電子部門、建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、農業部門、森林部門、水産部門、情報工学部門又は応用理学部門とするものに合格し、同法により <b>技術士補</b> として登録を受けている者。（同一部門で技術士の登録を受けている者を除く。） ○ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち、検定種目を <b>1級の土木施工管理</b> とするものに合格した者 ○ 計量法（平成4年法律第51号）による <b>計量士</b> （環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者 ○ 電気事業法（昭和39年法律第170号）による <b>第1種電気主任技術者免状</b> の交付を受けている者 ○ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による <b>第1種伝送交換主任技術者資格者証</b> （旧第1種伝送交換主任技術者資格者証を含む。）の交付を受けている者及び <b>線路主任技術者資格者証</b> の交付を受けている者 ○ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行う <b>RCCM</b> 資格試験に合格し、登録を受けている者 ○ <b>国土交通省登録技術者資格</b> （公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に関する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号。以下「登録規程」という。）による登録を受けた資格であって、別紙2（1）に定めるものをいう。） ○ <b>技術管理者</b> （建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第3条第1項に規定する者をいう。） ○ <b>土木学会認定土木技術者</b> （別紙2（2）に定める者に限る。）
地質調査	○ 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）または総合技術監理部門（選択科目を「建設－土質及び基礎」または「応用理学－地質」とするものに限る。）とするものに合格し、同法により <b>技術士</b> として登録を受けている者	○ 技術士法による第1次試験のうち技術部門を建設部門、応用理学部門とするものに合格し、同法により <b>技術士補</b> として登録を受けている者。（同一部門で技術士の登録を受けている者を除く。） ○ 一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う <b>地質調査技術士資格検定試験</b> に合格し、登録を受けている者 ○ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行う <b>RCCM</b> 資格試験（土質及び基礎部門又は地質部門に限る。）に合格し、登録を受けている者 ○ <b>国土交通省登録技術者資格</b> （登録規程による登録を受けた資格であって別紙2（3）に定めるものをいう。） ○ <b>技術管理者</b> （地質調査登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第3条第1号に規定する者をいう。） ○ <b>土木学会認定土木技術者</b> （別紙2（4）に定める者に限る。）

補償関係コンサルタント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築士法（昭和25年法律第202号）による<b>一級建築士</b>の免許を受けた者</li> <li>○ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による<b>不動産鑑定士</b>の登録を受けている者</li> <li>○ 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による<b>土地家屋調査士</b>の登録を受けている者</li> <li>○ 司法書士法（昭和25年法律第197号）による<b>司法書士</b>の登録を受けている者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築士法による<b>二級建築士</b>の免許を受けた者（一級建築士の免許を受けた者を除く。）</li> <li>○ 不動産の鑑定評価に関する法律による<b>不動産鑑定士補</b>の登録を受けている者（不動産鑑定士の登録を受けている者を除く。）</li> <li>○ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する<b>補償業務管理士</b>の資格を有し、登録を受けている者</li> </ul>
建築関係コンサルタント	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築士法による<b>一級建築士</b>の免許を受けた者</li> <li>○ 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18の<b>建築設備士</b>である者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築士法による<b>二級建築士</b>の免許を受けた者（一級建築士の免許を受けた者を除く。）</li> <li>○ 公益社団法人日本建築積算協会の行う<b>建築積算士</b>（旧建築積算資格者）試験に合格し、登録を受けている者</li> </ul>

別表 7

委託業務の種類	等級	総合点数
測量	A	100点以上
	B	99点以下
土木関係建設コンサルタント	A	100点以上
	B	99点以下
地質調査	A	85点以上
	B	84点以下
補償関係コンサルタント	A	105点以上
	B	104点以下
建築関係建設コンサルタント	A	100点以上
	B	99点以下

別紙 1

経営規模等評点算定方法

経営規模等評点は、測量、建設コンサルタント等業務に係る等級区分の基準の別表 3、別表 4 及び別表 5 の各区分に対応する下表の数値に基づき算定する。

A 業務種類別年間平均実績額に対応する付与評点

区分	数値	区分	数値	区分	数値	区分	数値
ア	133	サ	75	ナ	42	マ	23
イ	126	シ	71	ニ	40	ミ	22
ウ	119	ス	67	ヌ	38	ム	21
エ	112	セ	63	ネ	36	メ	20
オ	106	ソ	59	ノ	34	モ	19
カ	100	タ	56	ハ	32	ヤ	18
キ	94	チ	53	ヒ	30	ユ	17
ク	89	ツ	50	フ	28	ヨ	16
ケ	84	テ	47	ヘ	26	ラ	15
コ	79	ト	44	ホ	24	リ	14

別表 3 より、業務種類別年間平均実績額に対応するアからリまでの区分に応じて、最低 14 点、最高 133 点を付与する。

B 自己資本額に対応する付与評点

項目	区分	年間実績額 (略号)
		(あ) 1, 200 億円以上～ (せ) 2, 500 万円未満
自己資本額	a	90
	b	81
	c	72
	d	63
	e	54
業務従事職員数	a	30
	b	27
	c	24
	d	21
	e	18

別表 4 より、年間平均実績高 (略号「あ」から「せ」) に対応する自己資本額及び業務従事職員数の区分に基づき、自己資本額評点 (54 点から 90 点までの 5 段階) 及び業務従事職員数評点 (18 点から 30 点までの 5 段階) を付与する。

**C 流動比率、自己資本固定比率、総資本純利益率及び営業年数に対応する付与評点**

区分	流動比率	自己資本固定比率	総資本純利益率	営業年数
a	30	30	30	30
b	27	27	27	27
c	24	24	24	24
d	21	21	21	21
e	18	18	18	18

別表5より、各審査項目に対応するaからeの区分に掲げる評点（5段階）を付与する。

**D 算定方法**

各審査項目による付与評点を次のとおり設定し、以下に示す算式により算定する。

業務種別年間平均実績額評点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ A  
 自己資本額評点＋業務従事職員数評点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ B  
 流動比率＋自己資本固定比率＋総資本純利益率＋営業年数の各項目に係る評点・・・ C

※算式

$$A \times \left( 1 + \frac{B + C}{120} \right) = \text{経営規模等評点}$$

## 別紙 2

## 測量、建設コンサルタント等業務に係る国家資格者等（別紙分）

## (1) 土木関係建設コンサルタント業務に係る国土交通省登録技術者資格

資格の名称	登録番号
1級ビオトープ計画管理士	第 251 号
1級ビオトープ施工管理士	第 250 号
1級ポンプ施設管理技術者	第 52 号
1級水路測量技術（沿岸）	第 148 号
1級水路測量技術（港湾）	第 149 号
インフラ調査士付帯施設	第 229 号、第 238 号
インフラ調査士トンネル	第 91 号
インフラ調査士橋梁（コンクリート橋）	第 77 号
インフラ調査士橋梁（鋼橋）	第 65 号
コンクリート診断士	第 33 号、第 61 号、第 70 号、第 82 号、第 88 号、第 95 号、第 279 号、 第 283 号
コンクリート構造診断士	第 29 号、第 38 号、第 191 号、第 195 号、第 278 号、第 282 号
プレストレストコンクリート技士	第 30 号
一級構造物診断士	第 11 号、第 27 号、第 69 号、第 81 号
二級構造物診断士	第 12 号、第 28 号
地質調査技士資格（現場技術・管理部門）	第 100 号
地質調査技士資格（現場調査部門）	第 101 号
地質調査技士資格（土壌・地下水汚染部門）	第 102 号
応用地形判読士資格（応用地形判読士）	第 103 号
応用地形判読士資格（応用地形判読士補）	第 104 号
下水道管路管理主任技士	第 162 号
下水道管路管理専門技士調査部門	第 57 号
河川技術者資格（河川維持管理技術者）	第 212 号
河川技術者資格（河川点検士）	第 214 号
海洋・港湾構造物維持管理士	第 5 号、第 47 号、第 48 号、第 49 号
海洋・港湾構造物設計士	第 50 号、第 130 号、第 160 号
環境アセスメント士認定資格	第 110 号
橋梁診断技術者	第 336 号、第 342 号
橋梁診断士	第 174 号、第 187 号

資格の名称	登録番号
橋梁点検技術者	第 170 号、第 183 号
橋梁点検士	第 64 号、第 76 号
空港土木施設点検評価技士	第 99 号
建造物保全技術者	第 222 号
建造物保全上級技術者	第 225 号
交通工学研究会認定 TOE	第 141 号
公園施設点検管理士	第 53 号、第 55 号
公園施設点検技士	第 54 号、第 56 号
港湾海洋調査士(総合部門)	第 328 号
港湾海洋調査士(環境調査)	第 138 号、第 155 号
港湾海洋調査士(危険物探査)	第 135 号、第 151 号、第 152 号
港湾海洋調査士(気象・海象調査)	第 136 号、第 153 号
港湾海洋調査士(深浅測量)	第 134 号、第 150 号
港湾海洋調査士(土質・地質調査)	第 107 号、第 137 号、第 154 号
港湾潜水技士 1 級	第 156 号
港湾潜水技士 2 級	第 157 号
港湾潜水技士 3 級	第 158 号
特別港湾潜水技士	第 320 号
高速道路点検士(土木)	第 216 号、第 220 号、第 226 号
高速道路点検診断士(土木)	第 217 号、第 219 号、第 221 号、第 224 号、第 227 号、第 228 号
砂防・急傾斜管理技術者	第 58 号、第 60 号、第 121 号、第 126 号
四国社会基盤メンテナンスエキスパート	第 168 号、第 175 号、第 181 号、第 188 号、第 192 号、第 196 号
社会基盤メンテナンスエキスパート	第 66 号、第 73 号、第 78 号、第 85 号、第 92 号、第 98 号、第 295 号、 第 302 号、第 315 号、第 317 号
社会基盤メンテナンスエキスパート山口	第 169 号、第 176 号、第 182 号、第 189 号、第 193 号、第 197 号
主任点検診断士	第 62 号、第 71 号、第 74 号、第 83 号、第 89 号、第 96 号、第 230 号、 第 234 号、第 239 号、第 242 号、第 266 号、第 273 号
地すべり防止工事士	第 108 号、第 123 号、第 125 号、第 3 号、第 59 号
地盤品質判定士	第 249 号
点検診断士	第 63 号、第 72 号、第 75 号、第 84 号、第 90 号、第 97 号、第 231 号、 第 235 号、第 240 号、第 243 号、第 267 号、第 274 号
登録ランドスケープアーキテクト	第 115 号
都市道路構造物点検技術者	第 171 号、第 177 号、第 184 号、第 190 号、第 194 号、第 198 号

資格の名称	登録番号
土木鋼構造診断士	第 13 号、第 21 号、第 259 号、第 262 号
土木鋼構造診断士補	第 14 号、第 260 号
土木設計技士	第 68 号、第 80 号、第 93 号
道守コース	第 18 号、第 24 号、第 35 号、第 41 号、第 44 号
道守補コース	第 19 号、第 36 号、第 45 号
道路橋点検士	第 25 号、第 9 号
道路橋点検士補	第 67 号、第 79 号
特定道守（コンクリート構造）コース	第 40 号
特定道守（鋼構造）コース	第 23 号
特定道守コース	第 17 号、第 34 号、第 43 号
特定道守(トンネル)	第 325 号
道守(トンネル)	第 326 号
舗装診断士	第 232 号、第 236 号
自然再生士	第 319 号
グラウンドアンカー施工士	第 300 号、第 305 号
のり面施工管理技術者資格	第 264 号、第 272 号
ふくしまME（基礎）	第 252 号、第 256 号、第 263 号、第 265 号、第 286 号
ふくしまME（保全）	第 289 号、第 290 号、第 291 号、第 292 号、第 316 号、第 318 号
ふくしまME（防災）	第 293 号、第 294 号、第 301 号、第 306 号、第 311 号、第 314 号
ブリッジインスペクター	第 254 号、第 258 号
構造物の補修・補強技士	第 253 号、第 255 号、第 257 号、第 261 号
道路標識点検診断士	第 287 号、第 288 号

## (2) 土木関係建設コンサルタント業務に係る土木学会認定土木技術者

(i) 特別上級土木技術者、上級土木技術者（コースA）、一級土木技術者（コースA）

資格分野	資格名
鋼・コンクリート	特別上級土木技術者 上級土木技術者（コースA） 1級土木技術者（コースA）
地盤・基礎	
流域・都市	
交通	
調査・計画	
設計	
施工・マネジメント	

資格分野	資格名
メンテナンス	特別上級土木技術者
防災	上級土木技術者（コースA）
環境	1級土木技術者（コースA）

（ii）上級土木技術者（コースB）、一級土木技術者（コースB）

資格分野	資格名
鋼・コンクリート	上級土木技術者（コースB） 1級土木技術者（コースB）
地盤・基礎	
河川・流域	
海岸・海洋	
資格分野	資格名
都市・地域	上級土木技術者（コースB） 1級土木技術者（コースB）
交通	
トンネル・地下	
橋梁	
調査・測量	
マネジメント	
防災	
環境・エネルギー	

（3）地質調査に係る国土交通省登録技術者資格

資格の名称	登録番号
応用地形判読士資格（応用地形判読士）	第103号
応用地形判読士資格（応用地形判読士補）	第104号
港湾海洋調査士（土質・地質調査）	第107号
地すべり防止工事士	第108号
土壌環境監理士	第350号

（4）地質調査に係る土木学会認定土木技術者

（i）特別上級土木技術者、上級土木技術者（コースA）、一級土木技術者（コースA）

資格分野	資格名
地盤・基礎	特別上級土木技術者
	上級土木技術者（コースA）
	1級土木技術者（コースA）

(ii) 上級土木技術者（コースB）、一級土木技術者（コースB）

資格分野	資格名
地盤・基礎	上級土木技術者（コースB） 1級土木技術者（コースB）